

別表 2

介護サービス提供基盤等整備事業に係る交付基準額の特別措置

- ・ 地域密着型サービス等整備助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業に係る分

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算率
公害の防止に関する事業に係る 国の財政上の特別措置に関する法 律（昭和 46 年法律第 70 号）第 2 条に規定する公害防止対策事業と して行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	0.10
地震防災対策強化地域における 地震対策緊急整備事業に係る國の 財政上の特別措置に関する法律 (昭和 55 年法律第 63 号) 第 2 条 に規定する地震対策緊急整備事業 計画に基づいて実施される事業の うち、同法別表第 1 に掲げる社会 福祉施設（木造施設の改築と して行う場合）	・特別養護老人ホーム	0.30
地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に規定す る地震防災緊急事業五箇年計画に に基づいて実施される事業のうち、 同法別表第 1 に掲げる社会福祉施 設（木造施設の改築として行う場 合）	・特別養護老人ホーム	0.30
日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法（平成 16 年法律 第 27 号）第 11 条第 1 項に規定す る津波避難対策緊急事業計画に基 づいて実施される事業のうち、同 項第 4 号に基づき政令で定める施 設（取壊し費用含む）	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事 業所 ・認知症対応型デイサービスセン ター ・生活支援ハウス	0.32